

子育てのための 施設等利用給付の上限額が上がります



子ども・子育て支援法施行令が改正され、当該利用費の上限額が見直されることとなりました。

令和8年10月利用分から以下のとおり変更となります。

対象施設、給付単価	認定 区分	令和8年9月 利用分まで	令和8年10月 利用分から
認可外保育施設等(0～2歳) ※住民税非課税世帯等であって保育の必要性があることにも限る。	新3号	42,000円	45,700円
認可外保育施設等(3～5歳)	新2号	37,000円	40,300円
新制度に移行していない幼稚園 (私学助成園)	新1号～ 新3号	25,700円	28,000円
預かり保育等(0～2歳) ※住民税非課税世帯等であって保育の必要性があることにも限る。	新3号	16,300円	17,700円
預かり保育等(3～5歳)	新2号	11,300円	12,300円
預かり保育等(日額単価)	新2号 新3号	450円	490円

※対象者や制度の詳細は、市ホームページに掲載されている「座間市幼児教育・保育無償化の御案内」を御確認ください。

給付を受けるための手続き等に変更はありません。

お問合せ

座間市 こども未来部 保育・幼稚園課
施設整備係 TEL:046-259-9065(制度に関すること)
認定給付係 TEL:046-252-7202(認定に関すること)



市ホームページ
幼児教育・保育
無償化の御案内